

高潮時の避難確保計画

茅ヶ崎市汐見台児童クラブ

通称（くじらクラブ）

令和 7 年 1 月 8 日 作成

様式編 目 次

市に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難経路図	2	別紙 1
	施設内の避難経路図	3	別紙 2
4	防災体制	4	様式 2
5	情報収集・伝達	5	様式 3
6	避難誘導	6	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	7	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	8	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	9	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	10	様式 8
12	緊急連絡網	11	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	11	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	12	様式 11
15	防災体制一覧表	13	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	14	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	15	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	15	

1 計画の目的

この計画は、水防法に基づくものであり、本施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、高潮に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

本施設における利用者と職員の数、並びに想定される浸水は次のとおりである。

施設の利用者と職員数

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 70 名	昼間 6 名	休日 0 名	休日 0 名
夜間 名	夜間 名		

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

4 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

【施設周辺の避難経路図】

高潮時の避難場所は、令和3年度に神奈川県が「高潮浸水想定区域」を指定・公表したことから、次のとおりとする

▼高潮浸水想定区域図（浸水区域及び浸水深）は神奈川県公式ホームページから確認する。

○神奈川県公式ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/takashio/kuikizu-sagaminada.html>

避難経路図

避難経路図



【施設内の避難経路図】

施設内で安全を確保する（屋内安全確保）場合は次のとおりとする。

避難経路図

* 海岸に近い立地のため、浸水が予想され、施設内での安全確保はできません。

4 防災体制

体制に応じた活動内容及び対応要員を、次のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・高潮注意報 発表	注意体制確立 「レベル2」	高潮予報の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・高潮警報発表	警戒体制確立 「レベル3」	高潮予報の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への事前連絡 避難支援の協力依頼 避難所開設状況確認 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ・高潮警報発表 ・高潮特別警報発表 ・高潮氾濫発生情報発表	非常体制確立 「レベル4」	施設全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統轄管理者）の指揮命令に従うものとする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

①収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	○テレビ・ラジオ ○茅ヶ崎市防災情報サイト ○気象庁ホームページ ○ちがさきメール配信サービス など
河川水位情報	○国土交通省ホームページ「川の防災情報」 ○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」 など
洪水予報	○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※ など
避難情報 (高齢者等避難の発令 避難指示の発令 緊急安全確保の発令)	○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○茅ヶ崎市防災ラジオ ○テレビ神奈川(tvk) データ放送 ○茅ヶ崎市情報サイト ○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※ ○茅ヶ崎市公式ホームページ ○ツイッター (@Chigasaki_city) など

※緊急速報メールとは、国や気象庁、茅ヶ崎市が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

②施設の職員は、市が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「ちがさきメール配信サービス」の次の項目を登録し、情報収集に努める。

○ちがさきメール配信サービス

(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/about/1001985.html>)



登録する項目	配信される情報
○災害時の放送 ○ライフライン被害 ○相模川の氾濫情報 ○災害による被害情報	○気象警報（大雨警報、洪水警報、高潮警報等） ○避難情報 ○相模川の洪水予報（氾濫危険情報、氾濫発生情報） など

(2) 情報伝達

避難情報や洪水予報が発令されたことを把握した職員は、直ちに施設の管理権限者に詳細を報告するとともに、社内連絡網に基づき、電話連絡や、メール配信、掲示板なども用いて、気象予報、を社内、関係機関間で共有する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

本施設では、「 汐見台地区 」に避難情報が発令された際に、避難の対象となる。

避難を開始する場合は避難場所の開設状況をちがさきメール配信サービスや茅ヶ崎市公式ホームページ等から確認する。

(1) 避難場所

避難場所は浸水が想定されない区域に定める。

ただし、利用者の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 及び別紙 2」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 (浸水想定区域外)	汐見台パシフィックステージ	(80) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保		/	/

(4) 避難誘導方法

時間帯毎（昼夜、休日）の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導體制は、次のとおりとする。

- 避難場所（汐見台パシフィックステージ）までの順路、道路状況について説明の上、。避難誘導にあたっては、拡声器、メガホンなどを活用し、先頭と最後備に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と認識できるように誘導用ビブスを着用する。
- 夕方や夜間の暗い時間帯の避難にあたっては、LED 照明器具などを用いて、避難ルートや側溝等の危険個所を確認の上、全体で共有し、指示する。
- 職員のみで避難誘導に支障がある場合は、地域や外部の関係機関に応援を要請する。避難する際は、ブレーカーを遮断し、施設からの退出、未避難者の有無を最後に確認する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

資 機 材	
情報収集 ・伝達	防災無線、ラジオ、携帯電話、タブレット、LED 懐中電灯、照明器具、電池
避難誘導	名簿（児童・職員用）、案内旗、誘導用ピブス、携帯電話、携帯用電話バッテリー、LED モバイル懐中電灯、メガホン、電池
施設内の 一時避難	飲料水 3 日分（一人当たり 1 日 3ℓ、食糧 3 日分（ひとりあたり 9 食分）
高齢者	
障がい者	着替え一式、タオル、保冷剤、クッション
乳幼児	
その他	消毒用ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル

8 防災教育及び訓練の実施

- ・ 毎年 4 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年 11 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 4 月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織の設置はございません。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年__月__日に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年__月__日に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画

